

鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）仕様書

1 貸付場所

- (1) 鎌ヶ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」（別添）
- (2) 鎌ヶ谷市役所本庁舎屋上階「展望喫茶室」（別添）

(1) の提案は必須とし、(2) の提案は任意とする。ただし、(2) の提案があった場合には、「鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）評価基準」のとおり加点するものとする。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

3 設置台数

- (1) 鎌ヶ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」
4台の自動販売機を設置することとし、飲料自動販売機が2台、食品自動販売機が1台、残りの自動販売機については、食品、アイス、食品飲料複合型のいずれか1台とする。
- (2) 鎌ヶ谷市役所本庁舎屋上階「展望喫茶室」
1台から2台の自動販売機を設置することとし、飲料、食品飲料複合型、食品のいずれか1台から2台とする。

4 自動販売機の個別条件

- (1) 自動販売機の機能について
飲料自動販売機については、ピークシフト・ピークカット機能搭載機、減光の実施がされている機種、学習省エネ機能搭載機、真空断熱材が採用されている機種、ノンフロン対応機とすること。
食品、アイス、食品飲料複合型の自動販売機は、省電力・環境配慮型の機種とすること。
- (2) 設置について
 - ア 自動販売機の設置に併せて、使用済み容器回収ボックスも設置すること。
 - イ 自動販売機の転倒防止など安全対策を講ずること。
 - ウ 自動販売機を良好な状態に管理し、補修等の保全及び管理を行うこと。
 - エ 回収ボックス内の使用済み容器の回収及び美化を行うこと。
 - オ 自動販売機で販売する商品の補充、賞味期限、金銭管理その他自動販売機の維持管理を行うこと。
 - カ 自動販売機の故障、苦情等に関し、借受人の責任において速やかに対処するとともに

に、自動販売機に連絡先を明記すること。

キ 自動販売機への商品の搬入、使用済み容器の回収等の際は、適切に安全管理を行い、事故等の防止及び甲の通常業務に支障をきたさないように努めること。

ク 借受人は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。

(3) 自動販売機の販売品について

ア 販売品は飲料（酒類又はその類似品を除く。）及び食品（弁当、パン類、インスタント食品等）とすること。

なお、貸付場所には鎌ヶ谷市（以下「市」という。）により電子レンジを設置し、借受人により設置された自動販売機の販売品の購入者が、電子レンジを利用することを認める。

また、貸付場所には給湯設備はなし。

イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

エ 売価は、販売品目の希望小売価格以下とし、借受人により任意に設定すること。

オ 販売品の構成については、事前に市と協議を行うこと。

(4) 付加機能について

鎌ヶ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」に設置する1台の飲料自動販売機については、キャッシュレス決済に対応した自動販売機とすること。ここでいうキャッシュレス決済とは、交通系ICカード（Suica、PASMO）での決済をいう。スマートフォン決済、流通系の電子マネーでの決済が可能な機種の設定は任意とする。キャッシュレス決済の設置位置は、低い位置（車椅子対応）であること。

(5) デザインについて

鎌ヶ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」に設置する1台の飲料自動販売機については、通常の商品ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがあること。

(6) 電気料について

借受人は、子メーターにより把握された実際に使用した電気量に応じて支払うこと。

5 売上報告書の提出

借受人は、本契約に係る自動販売機の売上状況を4月から3ヶ月ごとに取りまとめ、四半期終了後の翌月の10日までに売上報告書を市に提出しなければならない。

6 貸付料及び自動販売機に係る電気料の納入

借受人は、市が売上報告書から算出した貸付料及び売上報告書の期間に実際に使用した電気量に応じた自動販売機に係る電気料を、売上報告書の提出期限の翌月の末日までに市の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限とする。

ただし、1月から3月の売上状況に係る貸付料及び同期間の電気料については、同年5月20日（同日が金融機関の休日に当たるときは、前の営業日）を納入期限とする。

7 その他の事項について

(1) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に供するものとする。また、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス等の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は借受人の負担とする。

(2) 禁止事項

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできない。

イ 一時貸付物件に工作物を設置することはできない（施設管理者が電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合は除く。）。

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできない。

エ 本件賃貸権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできない。

(3) 資料の提出等

市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において必要があると認めるときは、市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとする。この場合、借受人は必ず市に協力しなければならない。

(4) 一時貸付物件の返還

一時貸付物件の返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(5) 契約保証金

鎌ヶ谷市財務規則第125条の規定による。

(6) 販売品の補充のための搬入及び使用済み容器の回収の頻度、方法、時間帯については、施設管理者の指示に従うこと。

(7) 施設管理者の指示に従い、使用済み容器を分別回収し、適正に処分すること。

(8) その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、市と協議を行い、指示に従うこと。

<参考>

【本庁舎自動販売機の実績について】

鎌ケ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」にある既存機については、現在、飲料2台、食品1台、食品飲料複合型1台の自動販売機が設置されている。既存機の実績（令和5年4月から令和6年3月）については、以下のとおり。なお、本庁舎には飲料自動販売機が1階に3台、5階に1台設置されている。

- (1) 食品自動販売機 約13,800個
- (2) 自動販売機A 約10,100本
- (3) 自動販売機B 約10,900本
- (4) アイス機 約1,000個

鎌ケ谷市役所本庁舎屋上階「展望喫茶室」で令和4年4月から令和5年3月に設置されていた飲料自動販売機（カップ式飲料）の売上本数は、以下のとおり。現在は自動販売機の設置はしていない。

売上杯数 約3,200杯

【鎌ケ谷市役所本庁舎屋上階「展望喫茶室」の開放時間について】

開庁日の午前11時から午後4時まで

【鎌ケ谷市役所本庁舎屋上階「展望喫茶室」の設置場所について】

「展望喫茶室」があるフロアは、エレベーターが設置されていないため、「展望喫茶室」へ行くにはエレベーターをR階で降りた後、階段を上らなければならない。

【職員数について】

本庁舎に勤務する職員数については、約400人。

総合福祉保健センター（本庁舎との接続通路があり隣接している）に勤務する職員数については、約150人。

【電気料金について】

使用量から算出し、請求を行う。なお、以下の単価は参考で、実際の請求額は請求時点の契約内容等から算出された単価により決定する。

電気料金

令和6年4月時点の契約内容では以下のとおり。

夏季（6～9月）：23.84円/kWh

その他の期間：22.68円/kWh